

# 公益財団法人藤沢市みらい創造財団 契約に関する規程

## 第1章 総 則

### (趣旨)

**第1条** この規程は、公益財団法人藤沢市みらい創造財団（以下、「財団」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約について必要な事項を定めるものとする。

### (契約の締結)

**第2条** 契約は、理事長が締結する。

2 前条に規定する契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

## 第2章 入 札

### 第1節 指名競争入札

#### (指名競争入札の参加者)

**第3条** 指名競争入札の参加者は、藤沢市契約規則（昭和37年藤沢市規則第46号）第15条の規定により競争入札参加資格者の登録を受けた者とする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

#### (指名競争入札参加者の指名)

**第4条** 指名競争入札参加者は、次の各号に従い指名するものとする。

(1) 指名競争入札参加者を指名するときは、別表第1に掲げる工事等設計金額又は物品供給設計金額の区分に応じた数の指名競争入札参加者を指名すること。

(2) 工事請負について指名競争入札参加者を指名するときは、次のアからエまでに掲げる事項を考慮の上指名すること。

ア 不誠実な行為の有無その他の信用状況

イ 手持工事の状況

ウ 当該工事施工についての技術的適否

エ 地元業者の育成

(3) 測量等の委託について指名競争入札参加者を指名するときは、次のアからオまでに掲げる事項を考慮の上、指名すること。

ア 不誠実な行為の有無その他の信用状況

イ 受託業務の履行成績

ウ 執行している受託業務数の状況

エ 当該業務の執行についての技術的適否

オ 地元業者の育成

(4) 前号の規定は、製造の請負、物件の買入れその他の契約について準用する。

この場合において、同号イ中「受託業務」とあるのは「過去に締結した契約」と、同号ウ中「執行している受託業務数」とあるのは「締結している契約数」と、同号エ中「当該業務の執行」とあるのは「当該契約の履行」と読み替えるものとする。

2 理事長は、前項の基準に基づき指名競争入札参加者を決定したときは、当該指名競争入札参加者に対し、指名通知書（第1号様式）又は物件供給入札人指名通知書（第2号様式）により

その旨を通知するものとする。

- 3 指名競争入札参加者の指名が工事又は測量、地質調査、設計若しくは建築工事に係る業務（補償に係る業務を含む。）に係るものであるときは、当該業務を円滑に執行することができるよう事業の規模及び業績、有資格者数、不誠実な行為の有無その他の信用状況及び工事成績を考慮の上、指名しなければならない。

#### （入札保証金）

**第5条** 理事長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者から入札金額の100分の5以上に相当する額の入札保証金を納付させるものとする。

- 2 前項の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債その他理事長が確実と認める担保の提供をもって代えることができる。この場合において、提供された国債、地方債その他理事長が確実と認める担保の価格は、額面金額の10分の8以内とする。
- 3 落札者が契約を締結しないときは、その者の納付した入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、財団に帰属するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
  - (1) 指名競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に理事長を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
  - (2) 指名競争入札に参加しようとする者が過去5年の間に本財団、藤沢市、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と契約を締結し、当該契約を誠実に履行した者であって、かつ、当該入札保証金に係る契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

#### （予定価格）

**第6条** 指名競争入札を執行するときは、執行する事項に関する仕様書、設計書（予定価格の基礎となる設計金額を記載した書面をいう。）等により、予算の範囲内において、予定価格を決定し、予定価格書（第3号様式）又は物件供給予定価格書（第4号様式）を開札場所に置くものとする。

- 2 前項の規定により予定価格を決定する場合は、契約の目的となる物件又は役務についての取引の実例、需給状況、履行の難易、数量の多少、履行期限の長短等を考慮の上、入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、測量、製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単位についてその予定価格を定めることができる。

#### （最低制限価格等）

**第7条** 理事長は、指名競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みした者を落札者とすることができる。

- 2 理事長は、指名競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

3 前項の最低制限価格は、予定価格の範囲内において、その10分の8を下らない範囲で理事長が別に定める。

#### **(入札書等の提出)**

**第8条** 指名競争入札に参加しようとする者は、入札執行前に理事長に入札保証金を納め、仕様書、図画、見本、契約事項、入札人心得及び現場等を熟覧の上、工事請負入札書(第5号様式)又は物件供給入札書(第6号様式)、入札保証金を納付したことを証する書類その他理事長の指定する書類を所定の場所及び日時までに理事長に提出しなければならない。この場合において、代理人に入札させるときは、併せて委任状を提出しなければならない。

2 前項の規定による入札書は、配達日指定郵便で、かつ、特定記録郵便又は書留郵便のいずれかの方法によって提出することができる。この場合においては、入札書であることを確認することができるように郵便封筒に表示しなければならない。

#### **(入札代理等の禁止)**

**第9条** 入札者及び代理人は、他の入札者の代理人となり、又は数人共同して入札することはできない。

#### **(入札の無効)**

**第10条** 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記載した金額その他の事項が不明確な入札
- (3) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (4) 前条の規定による他の入札者の代理人又は数人が共同して行った入札
- (5) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (6) 入札保証金を所定の日時までに納付しないで行った入札
- (7) 委任状を提出しない代理人が行った入札
- (8) 表示等の錯誤と認められた入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この規程又は特に指定した事項に違反して行った入札

#### **(入札の秩序保持)**

**第11条** 入札を執行するに当たり、不正があると認めるときは、直ちに入札の執行を取り消すものとする。

2 理事長は、入札者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札者に対し、参加を拒否し、又は退場させるものとする。

- (1) 入札価格について談合して財団の不利を図ろうとした者
- (2) 職員の指揮監督に従わず、又はその職務執行を妨害した者

#### **(入札の中止)**

**第12条** 理事長は、天災その他やむを得ない理由により入札を執行することができなくなったときは、当該入札の執行を延期し、又は中止するものとする。この場合において、入札者が損害を受けることがあっても弁償の責任を負わない。

#### **(指名競争入札の開札及び再度入札)**

**第13条** 指名競争入札の開札は、指定した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせて行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

2 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

3 理事長は、第1項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限

の範囲内の価格の入札がないとき（第7条第2項の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上のものの入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。

#### **（指名競争入札のくじによる落札者の決定）**

**第14条** 理事長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### **（落札の通知）**

**第15条** 理事長は、落札人が決定したときは、開札場所に在席する落札人に対しては口頭で、開札場所に在席しない落札人に対しては落札通知書（第7号様式）により通知する。

#### **（入札結果の報告）**

**第16条** 入札を執行した職員は、当該入札の結果を入札結果報告書（第8号様式）又は物件供給入札結果報告書（第9号様式）により理事長に報告しなければならない。

#### **（入札保証金の還付）**

**第17条** 入札保証金は、入札終了後又は入札を中止し、若しくは取り消した後に、直ちに還付する。ただし、落札人の入札保証金は、契約手続を履行した後に還付し、又は契約保証金に充当することができる。

#### **（指名業者選考委員会）**

**第18条** 指名競争入札による業者の選考等を行う場合には、指名業者選考委員会（以下「指名業者選考委員会」という。）を開催し、その選考を行い、決定する。

指名競争入札による業者の選定等を行う場合において、工事請負、業務委託又は物件の賃借に係る契約にあつてはその設計金額が、物件供給に係る契約にあつてはその予定価格が500万円以上のものであるときは、藤沢市みらい創造財団指名業者選考委員会（以下「指名業者選考委員会」という。）に付議しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず理事長は、契約に関し必要があると認めた事項があるときは、指名業者選考委員会に付議することができる。
- 3 指名業者選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

## **第2節 随意契約**

#### **（随意契約）**

**第19条** 随意契約により締結できるものは、別表第2に定める額を超えない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 不動産の買入れ又は借入れ、財団が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- (3) 指名競争入札に付することが不利と認められるとき
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
- (5) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- (6) 落札者が契約を締結しないとき

- (7) 公益を目的として設立された団体との契約
- (8) 前号に掲げる場合のほか、理事長が事業運営上特に必要と認めたとき
- 2 前項第5号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第6号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

#### (予定価格)

**第20条** 指名競争入札及び随意契約を締結しようとするときは、仕様書、設計書等により予算の範囲内において予定価格を定め、予定価格書を作成しなければならない。ただし、前条の別表第2に掲げる契約の種類に応じた金額以下による契約をするとき、又は予定価格書を作成する必要がないと認められるときは、これを省略することができる。

#### (見積書)

**第21条** 随意契約を締結しようとするときは、原則として2以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 工事請負契約で予定価格が130万円以下であるとき。
- (2) 修繕請負契約、測量の委託契約、清掃、警備、機械の保守管理その他の役務提供業務の委託契約又は保険契約で、予定価格が50万円以下であるとき。
- (3) 物件（不動産を除く。）の賃貸契約で予定価格が40万円以下であるとき。
- (4) 物件供給契約で予定価格が10万円以下であるとき。
- (5) 国、地方公共団体、特別の法律により設立された法人、公益法人又は公共的団体との契約をするとき。
- (6) 法令に基づいて価格又は料金が定められているものの契約をするとき。
- (7) 特定の価格又は料金によらなければ契約することが不可能又は困難であると認められるとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、2以上の者から見積書を徴する必要がないと認められるとき。

### 第3章 契約の手続

#### (契約の手続)

**第22条** 財団との契約の相手方となる者は、落札の日から起算して7日以内に契約保証金を納付し、又はこれに代わるものとして理事長が認めた保証を付して、当該契約に応じ、財団が定めた適正な契約書に契約に必要な書類を添えて契約締結の手続をしなければならない。この場合において、理事長がやむを得ない理由があると認めたときは、当該契約の手続をしなければならない期限を延長することができる。

- 2 前項前段に規定する期限又は同項後段の規定により延長された期限までに契約を締結しないときは、その落札は、効力を失う。

#### (契約保証金)

**第23条** 財団と契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付しなければならない。

- 2 契約保証金の納付は、国債、地方債その他理事長が確実と認める担保の提供をもって代えることができるものとする。この場合において、提供された国債、地方債その他理事長が確実と認める担保の価格は、額面金額の10分の8以内とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
  - (1) 藤沢市契約規則第35条第1項第2号から第5号までに規定するいずれかの保証(第4号にあっては工事に係る契約の場合に限る。)が付されたとき。
  - (2) 契約の相手方が過去2年の間に本財団、藤沢市、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結してこれらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - (3) 工事請負契約を締結する場合において、契約金額が300万円未満であるとき。
  - (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
  - (5) 随意契約を締結する場合において、契約金額が130万円以下で、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - (6) 国、地方公共団体その他の公法人と契約を締結するとき。

#### (請書による契約)

**第24条** 次の各号のいずれかに該当するときは、第22条に規定する契約書の作成を省略し、工事請負請書(第11号様式)、修繕請負請書(第12号様式)、業務委託請書(第13号様式)又は物件供給請書(第14号様式)をもって、これに代えることができる。

- (1) 工事請負又は建設工事に係る調査、測量、設計若しくは監理の委託に係る契約を締結する場合において、契約金額が130万円以下であるとき。
- (2) 修繕請負に係る契約を締結する場合において、契約金額が100万円以下であるとき。
- (3) 清掃、警備、機械の保守管理その他の役務提供業務の委託に係る契約を締結する場合において、契約金額が50万円以下であるとき。
- (4) 物件の供給に係る契約を締結する場合において、契約金額が80万円以下であるとき。
- (5) 財産の売却に係る契約を締結する場合において、買受人が直ちに代金を納付してその財産を引き取るとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が契約書を作成する必要がないと認めたとき。

#### (見積書による契約)

**第25条** 物件供給に係る契約で契約金額が30万円未満のもの又は修繕請負に係る契約で契約金額が50万円以下のものについては、契約事項を記載した物件供給見積書(第15号様式)又は修繕請負見積書(第16号様式)をもって契約書に代えることができる。契約の性格又は目的により理事長が特に認めたものについても、また同様とする。

#### (契約事務の処理)

**第26条** この規程に定めるもののほか財団が締結する契約及び契約事務の処理については、藤沢市契約規則、藤沢市契約事務等取扱規程を準用する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

##### (財団法人藤沢市みらい創造財団契約に関する規程の廃止)

- 2 財団法人藤沢市みらい創造財団契約に関する規程は、廃止する。

#### 附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

指名業者数基準表

区 分		業者数
工事等 設計金 額	5 億円以上 10 億円未満	15 社以上
	5,000 万円以上 5 億円未満	10 社以上
	2,000 万円以上 5,000 万円未満	7 社以上
	500 万円以上 2,000 万円未満	5 社以上
	500 万円未満	3 社以上
物品供 給設計 金額	2,000 万円以上	7 社以上
	1,000 万円以上 2,000 万円未満	6 社以上
	500 万円以上 1,000 万円未満	5 社以上
	200 万円以上 500 万円未満	4 社以上
	200 万円未満	3 社以上

別表第 2（第 19 条関係）

随意契約

種 類	金 額（予定価格）
工事又は製造の請負	250 万円
財産の買入れ	160 万円
物件の借入れ	80 万円
財産の売払い	50 万円
物件の貸付け	30 万円
上記に掲げるもの以外のもの	100 万円